

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

本日から新しい議場で議会となります。今まで不便な思いをさせてきましたが、新しい議場が完成したことで、町当局並びに議員の皆様には心機一転、大いに議論していただき、大槌町の復興のために頑張ってもらいたいと思います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、平成24年第3回大槌町議会定例会を開会いたします。

では、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。1番、三浦 諭君及び2番、芳賀 潤君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月19日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの13日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらんお願いいたします。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にあります。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を金崎悟朗君にお願いいたします。ご登壇願います。

○9番（金崎悟朗君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告阿部義正君にお願いいたします。ご登壇願います。

○11番（岩崎松生君）〔報告書のとおり〕

○議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。

○町長（碓川 豊君）〔報告書のとおり〕

○

- 
- 日程第 4 報告第 6 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 7 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 8 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 9 号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 大槌町教育委員会の委員の任命関し同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 6 7 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 大槌町町立小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 岩手県沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度大槌町水道事業会計欠損金の処理について
- 日程第 1 6 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて
- 日程第 1 7 議案第 7 5 号 平成 2 4 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号) を定めることについて

日程第18 議案第76号 平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) を定めることについて

日程第19 議案第77号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第3号) を定めることについて

日程第20 議案第78号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号) を定めることについて

日程第21 議案第79号 平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第1号) を定めることについて

日程第22 議案第80号 平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) を定めることについて

日程第23 認定第1号 平成23年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第2号 平成23年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 議案第3号 平成23年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第4号 平成23年度大槌町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第5号 平成23年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第6号 平成23年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第7号 平成23年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第8号 平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第31 認定第9号 平成23年度大槌町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長(阿部六平君) 日程第4、報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に

ついでから日程第31、認定第9号平成23年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、28件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第66号については町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。

町長。

○町長（碓川 豊君） 議案第66号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもって任期満了となる大槌町教育委員会委員大萱生 都氏につきまして、引き続き委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会に提案するものであります。

大萱生氏の略歴につきましては、学歴、職歴、公職歴は記載のとおりですので、省略させていただきます。

大萱生氏の住所は大槌町上町1番8号、生年月日及び年齢は昭和35年7月21日生まれ、52歳です。任期は、本年10月1日から平成28年9月30日までの4年間となります。

よろしく願い申し上げます。以下、総務部長のほうから提案させていただきます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうから平成24年大槌町議会9月定例会における報告4件、人事議案を除く議案14件、認定9件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第6号から報告第8号につきましては、大槌町役場仮庁舎の建築、電気、機械に係る工事請負契約の変更契約の専決処分であります。地方自治法第180条第1項及び大槌町町長専決条例第2条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条例第3条の規定により報告するものであります。なお、3件の専決処分日は平成24年7月13日であります。

報告第6号につきましては、大槌町役場仮庁舎改修建築工事の変更契約であります。3階屋上防水工事及び防煙垂れ壁の追加等により490万9,800円の増となったものであります。

報告第7号につきましては、大槌町役場仮庁舎改修電気工事の変更契約であります。非常用自家発電機の追加等により492万4,500円の増となったものであります。

報告第8号につきましては、大槌町役場仮庁舎改修機械工事の変更契約であります。暖房用灯油の自動給油装置設置及び屋内排水の増加等により481万500円の増となったも

のであります。

報告第9号健全化判断化比率の状況の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第67号から議案第69号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第67号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において、当該認定復興推進計画に掲げる事業の用に供する施設または設備を新設し、または増設したものに対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第68号大槌町立小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、大槌町立大槌、安渡、赤浜及び大槌北小学校を廃止し、新たに大槌町立大槌小学校を設置するものであります。

議案第69号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全面改正し、平成23年8月24日から施行され、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が変更されたことから、体育指導委員の名称を改めるため大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第70号及び議案第71号につきましては、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものであります。

議案第70号につきましては、震災による津波で被災した地域情報通信基盤整備事業に係る災害復旧工事の契約であります。震災前の施設の復旧工事でありますので、整備した際の施工業者と契約を締結しようとするものであります。

議案第71号につきましては、震災による津波で被災した岩手県立大槌病院の解体工事に関する契約であります。

議案第72号岩手県沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、住民基本台帳法の一部改正に伴い外国人に関する規定の見直し等を行うもので、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により議会の議決を求め

るものであります。

議案第73号平成23年度大槌町水道事業会計欠損金の処理については、利益剰余金と未処理欠損金に関して地方公営企業法第32条の2の規定により議会の議決を求めるものであります。本件は、東日本大震災津波により平成23年4月から6月までの3カ月間、水道料金を免除したこと、給水世帯及び工場、事業所の減少により欠損金が発生したもので、その欠損金を利益剰余金で補填するものであります。

利益剰余金は当年度末残高2億399万6,644円、議会の議決による処分額は5,810万643円であります。欠損補填5,810万643円は内部留保資金による補填で、処理後残高は1億4,589万6,001円となります。未処理欠損金は当年度末残高5,810万643円の減額で、議会の議決による処分額は5,810万643円であります。処理後残高の繰り越し欠損金は、0円であります。

議案第74号から議案第80号につきましては、各会計の平成24年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第74号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、防災集団移転促進事業、都市再生区域区画整理事業、水産業共同利用施設復興整備事業等の復興交付金事業及び各種復興交付金を一旦ふるさとづくり基金に積み立てるための積立金等により、歳入歳出予算に224億4,824万3,000円を追加し、歳入歳出総額を531億1,032万3,000円とするものであります。

第2条では、中小企業融資保険料及び利子補給に係る債務負担行為限度額の変更及び小中学校仮設校舎のエアコン整備に係る賃借料の債務負担行為を追加するものであります。

3条においては、地面の隆起等により道路舗装面にひび割れなどが発生した災害に係る公共土木施設災害復旧事業債の追加及び臨時財政対策債の確定による変更をするものであります。

議案第75号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、一部負担金免除措置に伴う給付費の増により歳入歳出予算に3億7,947万1,000円を追加し、歳入歳出総額を22億4,024万円とするものであります。

議案第76号平成24年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費の増により歳入歳出予算に390万2,000円を追加し、歳入歳出総額を2,552万円とするものであります。

議案第77号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、大槌浄化センター維持管理費等により歳入歳出予算に396万4,000円を追加し、歳入歳出総額を20億2,921万8,000円とするものであります。

議案第78号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、吉里吉里地区仮設管路改修工事等により歳入歳出予算に1,898万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7億5,576万8,000円とするものであります。

議案第79号平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う返還金等により歳入歳出予算に1億8,614万6,000円を追加し、歳入歳出総額を15億9,951万7,000円とするものであります。

議案第80号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度の精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金等により歳入歳出予算に139万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億1,901万7,000円とするものであります。

続きまして、認定第1号平成23年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成23年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により決算審査意見書を付して主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実施収支に関する調書及び基金の運用状況調書を提出し、議会の認定に付すものであります。

以上、報告4件、人事案件を除く議案14件、認定9件に関して一括で提案理由を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

最後に皆様にお諮りいたします。

後日設置を予定しております決算特別委員会において決算審査が行われるわけでありませんが、限られた日程でもあり議事をスムーズにするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、10日、月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出ください。

本日はこれをもって散会いたします。

あす8日から10日まで議案思考のため休会とし、11日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時29分